

耐震性能判定

「耐震診断」

建築基準法や各種設計基準は、過去に起きた大きな地震災害を経て見直され、改定されてきました。

1968年の十勝沖地震により、鉄筋コンクリート造柱の帯筋が強化されました。

その後、1978年の宮城県沖地震を契機として、1981年（昭和56年）に建築基準法の耐震規定が大きく改正され、現在の新耐震基準となりました。

その後、1978年の宮城県沖地震を契機として、1981年（昭和56年）に建築基準法の耐震規定が大きく改正され、現在の新耐震基準となりました。

新耐震基準以前に建てられた旧建築基準法による建物の中には耐震性能が不足しているものが多数あり、1995年に起きた阪神・淡路大震災において被害が集中しました。

このため、1981年（昭和56年）6月以前の旧建築基準法で設計された建築物に対して耐震診断が行われています。

耐震診断は既存の建築物で旧耐震基準において設計され耐震性能を保有していない建物を、現行の耐震基準と比較して耐震性の判定を行うことです。

また、新耐震基準で建てられた建物に於いても劣化等が懸念される場合は耐震診断をされる事をお勧めします。

「耐震補強設計」

耐震改修における補強方法として、建物の強度や靱性（変形性能）を確保するための鋼板や連続繊維シートによる柱や梁の補強や、建物の各階の耐震強度を向上させるための鉄骨ブレースや RC 造打ち増しによる耐震壁の増設などが挙げられます。

それぞれの耐震補強方法の選択においては、建物の剛性・耐力のバランスは当然ながら確保したうえで、建物の使用性、施工性（建物を使用しながら施工可能とした工法による）、工期やコスト等を考慮します。これまでも進められてきた、耐震補強工事。今回の大震災を踏まえて、より一層の耐震補強工事の進展が求められております。

耐震診断から耐震改修計画までの技術的な判定を実施する「耐震性能判定委員会」を新たに設置し、地震だけでなく津波被害等をも視野に入れた、耐震技術の判定に取り組み、よりスピーディーに正確な判定を実施し、関係の皆様のご要望に応えてまいります。

判定委員会の判定の流れ

[事前相談]

判定に必要な報告書を作成し、事前に事務局にご相談ください。報告書は、当協会指定の様式（建振協マニュアルより抜萃）に準拠して作成願います。報告書の提出部数は2部です。



[判定の申込]

事務局において、ご提出いただいた報告書が整備されていると判断された時点で、【建築物耐震診断等判定申込書】（様式1）のご提出を以って判定の申込をお受けいたします。



[部会審査]

部会は2名の委員と診断者又は設計者により構成されます。部会には判定委員会での指摘を踏まえた修正報告書並びに判定委員会議事録（質疑回答書）をご用意頂きます。提出部数は2部です。部会では、修正報告書に基づいての質疑応答により、診断又は改修計画の妥当性が精査され、判定委員会に諮る報告書および部会議事録を作成していただきます。



[判定結果の通知]

判定委員会による判定結果が得られたものについて、「建築物耐震診断等判定交付書」を添えて「評定書」を発行致します。